

岩手県告示第840号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

令和3年12月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
 - （2） 都市計画を変更する土地の区域 盛岡広域都市計画区域
 - （3） 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - ア 期間 令和3年12月17日から令和4年1月6日まで
 - イ 場所 岩手県県土整備部都市計画課並びに盛岡市役所、滝沢市役所及び矢巾町役場
 - 2（1） 都市計画の種類 区域区分
 - （2） 都市計画を変更する土地の区域
 - ア 市街化調整区域から市街化区域に編入する土地の区域
 - （ア） 盛岡市芋田字武道、東緑が丘及び西見前13地割の各一部（別紙図面のとおりに。）
 - （イ） 滝沢市鶉飼迫、鶉飼向新田、鶉飼先古川、土沢及び鶉飼御庭田の各一部（別紙図面のとおりに。）
 - （ウ） 紫波郡矢巾町大字藤沢第3地割、第4地割及び第5地割並びに大字南矢幅第8地割、第9地割、第10地割及び第11地割の各一部（別紙図面のとおりに。）
 - イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域
 - （ア） 盛岡市東緑が丘の一部（別紙図面のとおりに。）
 - （イ） 滝沢市下鶉飼及び鶉飼御庭田の各一部（別紙図面のとおりに。）
 - （3） 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - ア 期間 令和3年12月17日から令和4年1月6日まで
 - イ 場所 岩手県県土整備部都市計画課並びに盛岡市役所、滝沢市役所及び矢巾町役場
- 備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。